

仕 様 書

第1 件名

令和5年度「TOKYO 観光 PR 隊（仮称）」管理運営業務委託

第2 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

第3 契約期間

令和5年5月1日から令和6年3月31日まで

第4 事業目的

海外に向けた東京の魅力発信に意欲のある若者を募集、「TOKYO 観光 PR 隊（仮称。以下「PR 隊」という。）」に任命し、若者目線による海外への東京の魅力発信を行うことにより、主に海外の若年層を対象とした観光プロモーションを実施する。

これにより、これからの東京を担う若者の海外への情報発信力を強化し、かつ本情報発信を通して参加者の東京への理解・愛着を深め、参加者及びその友人家族らが東京に愛着を持つきっかけを作ることを目的とする。

第5 全体運営

1 実施コンセプト

東京都は世界に選ばれる「旅行地としての東京」を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、「東京のブランディング戦略」を策定した。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとして決定したアイコンにこめられたメッセージを深く理解の上、事業の企画・実施にあたること。なお、「東京のブランディング戦略」及びアイコンとキャッチフレーズについては以下を参照すること。

- ・ 東京のブランディング戦略について

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

- ・ アイコンとキャッチフレーズについて

https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

2 実施体制

受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

- (1) 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め、体制管理を徹底すること。英語による情報発信を適切且つ速やかに行うために、英語のネイティブチェック等と円滑で迅速なコミュニケーションが図れる体制を敷くこと。
- (2) 進捗状況の管理

委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう、契約締結後、速やかに委託業務スケジュールや運営体制を明記した実施計画書を作成し、TCVB の承認を得ること。また履行にあたっては、進捗状況を綿密に TCVB へ確認・報告し、都度修正指示等に従うこと。事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。

- (3) Tokyo Tokyo 公式 SNS アカウントを運営する事業者等と円滑に調整を行いながら、事業を実施すること。
- (4) 東京都及び TCVB が発信するプレスリリースや各種資料について、必要なデータや掲載する画像・写真等の提供をその都度行うこと。

第6 委託内容

以下のとおり、PR 隊の募集及び活動の運営・管理を行うこと。実施においては、若者の本事業への参加意欲を高めると共に、本事業の目的を果たすための工夫を十分に行うこと。

1 全体の流れ

(1) 事務局の設置・事業準備

後述3 (1) の SNS アカウントを開設すること。英語・日本語にて PR 隊の愛称及びアカウントの名称を定めること。

(2) 募集・選考

ア 募集要項、選考基準等を TCVB と協議の上で作成すること。PR 隊の参加対象及び規模は、後述2を参照すること。

イ 募集に係るランディングページをレスポンシブデザインにて制作・管理すること。応募先は受託者が設置する事務局とすること。

ウ 本事業を周知し、応募を促進する広報活動を行うこと。応募状況は定期的に TCVB に報告し、不調の場合は TCVB と対応を協議すること。

エ 応募者の選考を行うこと。結果は応募者全員に通知すること。

(3) PR 隊の結成

第1期及び第2期の活動の開始時に、国内・海外それぞれにプレスリリースを配信するためのプレスリリース案を制作すること。プレスリリースは東京都が配信するが、必要に応じて配信先を追加・配信してもよい。

(4) PR 隊の活動

後述3～5のとおり活動すること。

(5) 任期終了時

参加者からの申請に応じて活動証明書等を発行し、TCVB に報告すること。発行基準は TCVB と協議の上、予め決定すること。

2 PR 隊の参加対象及び規模

- (1) 参加対象：
 - ア 現住所が東京都内にある若者（13歳から29歳までを指す。）から広く募集。国籍は問わない。未成年者は保護者の同意が必要
 - イ 日本語での意思疎通に問題がない者（日本語を母語としない者の場合、日本語能力試験N2程度）
 - ウ 英検2級以上又はそれと同等の英語力を持つ者が望ましい。
 - エ SNSの公開アカウント等にて情報発信の経験を持つ者が望ましい。また、可能な範囲で自身のSNS等でも、PR隊になったこと等を発信できる者が望ましい。
 - オ 年代、性別、地域、公募時の企画提案内容などを考慮し、バランスよく任命すること。
- (2) 活動期間：1期につき4カ月程度。年度内に2期を実施
- (3) 人数：1期につき5名程度
- (4) 活動参加費／謝礼：いずれもなし。ただし参加者はボランティア保険等の保険への加入を原則とし、手配・費用等を本委託に含めること。

3 PR隊の活動：情報発信について

- (1) 情報発信の概要
 - ア 発信ターゲット：欧米豪の若者を中心にターゲット層を設定すること。
 - イ 媒体：SNS（YouTube、Instagram、Facebook、TikTok等）を活用すること。前項の発信ターゲット層やSNSの潮流等も考慮した上で本事業に適した媒体を1つ以上選定し（メイン1媒体。複数アカウントを運営する場合は、同一コンテンツの転載展開等を想定）、本事業のための新たなアカウントを開設すること。プロフィール欄の作成、投稿、コメントやDM等のユーザー対応等、アカウント運営に係る管理全般を行うこと。
 - ウ 発信内容：
 - ① 若者視点による身近な東京の魅力紹介
 - ② 参加者の趣味・特技を生かした発信
 - ③ 参加者間の交流を生かした発信
 - エ 頻度：
原則として参加者1人あたり任期中1カ月あたり3回程度
※参加者のやむを得ない事情により頻度の調整を検討する場合は、事前にTCVBと協議の上で決定すること。
 - オ 発信言語：英語
- (2) 制作体制
 - ア コンテンツ制作の流れや留意点、著作権の所在等をまとめたガイドラインを作成し、配布すること。併せてオリエンテーションの実施により参加者へ周知す

ること。

- イ 発信の流れは以下に従うこと。なお、企画案及び掲載内容の確認・助言については TCVB の承認も得ること。

	参加者	事務局
①企画案	作成	確認・助言
②撮影・取材（必要に応じて）	実施	物件等への許諾申請、日程等調整
③掲載コンテンツ	作成（映像編集を含む）	・確認・助言 ・英語のネイティブチェック
④発信	—	投稿・コメント管理等

- ウ 掲載コンテンツ（写真、動画、文章等）について、必要に応じて掲載前に物件等の許諾を得ること。許諾申請の基準は、日本政府観光局による『効果的な情報発信を行うための Instagram 運用ガイドライン』『効果的な情報発信を行うための Facebook 運用ガイドライン』を参照するとともに、TCVB とも協議の上、適切に運用すること。

※JNTO デジタルマーケティング ガイドライン集 URL

<https://www.into.go.jp/eng/download/index.html>

- エ 掲載コンテンツの事実関係の正誤等を慎重に確認すること。
- オ 掲載コンテンツにおける英語ネイティブチェックを、ネイティブまたはネイティブレベルの言語能力を有する者が行うこと（機械翻訳の使用は不可）。実施にあたっては、SNS での発信であることも考慮した、不快感を与えない言葉・文章になるように留意すること。
- カ 必要に応じて、PR 隊が使用する映像編集ソフトを用意すること。

(3) 効果的な情報発信に係る施策

- ア 前述の第6 3 (1) ウ「発信内容」とは別に、PR 隊の活動の様子等を事務局主導により発信すること。頻度・内容は TCVB と協議の上で決定すること。
- イ TOKYO TOKYO 公式ウェブサイト活動内容を紹介するコンテンツを2ページ程度掲載すること。当該サイト内に格納する画像及びテキスト素材をサイト運営事業者提供し、必要な対応をとること。

※TOKYO TOKYO 公式ウェブサイト（英・日） <https://tokyotokyo.jp/home/>

- ウ TOKYO TOKYO の既存 SNS アカウントに活動内容を紹介するコンテンツを掲載するなど、アカウント認知向上に向けた連携を積極的に実施すること。

※Facebook 日本語：<https://www.facebook.com/TokyoTokyoOldmeetsNewJa/>

※Facebook 英語：<https://www.facebook.com/TokyoTokyoOldmeetsNew/>

※Instagram：<https://www.instagram.com/tokyotokyooldmeetsnew/>

- エ 必要に応じて、フォロワー獲得やアカウントの活性化を目的とした広告を実施すること。

4 PR 隊の活動：参加者のスキルアップ企画について

本事業における情報発信の実務に精通した講師（例．本事業で使用する SNS におけるインフルエンサー等）を起用し、以下のとおり、参加者の情報発信力の向上のための企画を実施すること。

- (1) ワークショップ：海外への情報発信のコツ、動画制作の体験活動 など
…1期につき2回以上
- (2) 個別指導：投稿へのフィードバック
…参加者が制作した各投稿

5 サポート・安全管理等

- (1) PR 隊の参加者及び応募者等からの問い合わせについて、円滑に対応できる体制を構築すること。
 - ・募集期間中は、少なくとも平日（年末年始を除く）の 9:30～17:30 は対応できる体制とすること。
 - ・PR 隊活動期間中は、参加者の活動可能時間を踏まえ、コミュニケーションの取りやすい対応時間を設定すること。
- (2) 参加者と十分なコミュニケーションをはかりながら活動を円滑に進め、未成年の参加者を起用する場合は、特に細心のサポートを行うこと。
- (3) その他、本事業に係る安全管理や緊急時対応など、柔軟かつ適切に対応すること。

6 効果測定

本委託業務の実施効果を把握するため、効果的な効果測定の指標、方法、目標値等を検討の上、効果測定を行い報告すること。その際、海外プロモーションの成果のほか、アンケートや SNS 分析等を実施し、参加者及びその友人家族らの東京への理解・愛着の変化についても効果測定すること。

第7 完了報告と契約代金の支払いについて

1 契約代金の支払いについて

受託者への支払は、委託完了届等による TCVB 担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

2 完了報告と成果物の提出について

(1) 実施報告書

A4 で作成し、紙で3部、電子データを CD-R または DVD-R で納品すること。
目次、体裁、提出期限等は TCVB と協議のうえ決定する。エクセル等を使用する場合には別紙として添付すること。

(2) その他

アカウントの管理に必要なその他データ

第 8 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVB の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

第 9 秘密の保持

受託者は、第 8 により TCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第 8 により TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

第 10 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

第 11 個人情報の保護等

- 1 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。
https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx
- 2 本件における「個人情報」として、以下の事項を想定している。
 - (1) TCVB 職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなどの他、応募者及び参加者の氏名/連絡先/メールアドレス等、本事業の遂行にあたって得た連絡先情報の全般を指す。
 - (2) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報 (IP アドレスなど) も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- 3 本事業の遂行にあたり第 8 により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者 (あるいは今後取得予定である事業者) であることが望ましい。
 - (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) の認定するプライバシーマークと同程度の認証

第 12 その他

- 1 TCVB は必要に応じて本契約に係る情報 (受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等) を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

- 2 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVBと事前に協議すること。
- 3 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な対応を行うこと。権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。
- 4 本事業の委託者はTCVBであるが、実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- 5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第17条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払う。

以上

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部 電 話：03-5579-2683
--